判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	3 7		担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する	根拠条項	35 の 6-1	許認可等の	販売事業者の保安の確保の方法等の認		
	法律	ACACAIM!		内容	定		

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号)

(保安の確保の方法等の認定)

- 第35条の6 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」という。)の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

[参考条文]

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号)

第45条(保安確保機器の種類)

第46条(保安確保機器の設置及び管理の方法)

第47条(液化石油ガス販売事業者の認定申請)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定